平成２４年（再イ）第５号
熊本県天草市牛深町1529番地７
再生債務者　佐々木幸広
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月24日　熊本地方裁判所天草支部

平成２５年（再イ）第４号
北海道苫小牧市青雲町１丁目12番17号
再生債務者　菊地　紀央
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年６月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月24日
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（再イ）第１９３号
千葉県船橋市前原東５丁目47番13号
再生債務者　井出　英作
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年６月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月24日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再イ）第１４号
千葉県船橋市楠が山町80番地132
再生債務者　鈴木　一男
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年６月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月24日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再イ）第３３号
千葉市稲毛区轟町２丁目８番２棟908号
再生債務者　大地　幸弘
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年６月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月24日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再イ）第１０号
神奈川県秦野市鶴巻南５丁目５番15―407号
再生債務者　美馬　　亨
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年６月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月25日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２５年（再イ）第６号
相模原市中央区相生１丁目７番８号　リベルテ淵野辺307号室
再生債務者　百瀬　達明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年６月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月24日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（再イ）第２５８号
名古屋市瑞穂区牛巻町３番18号　住宅公団牛巻団地５棟503号
再生債務者　囲　　敬子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年６月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月24日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第２号
埼玉県狭山市大字堀兼2352番地の62
再生債務者　永瀬　正夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年６月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月25日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第９号
埼玉県富士見市ふじみ野東１―24―12―303
再生債務者　坂本　勝章
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年６月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月25日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再ロ）第１１号
金沢市粟崎町ト82番地６
再生債務者　東　　洋介
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年６月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月25日　　金沢地方裁判所

小規模個人再生による再生計画取消

平成１９年（再イ）第１１９２号
大阪市東淀川区大桐２丁目10番22号　レピート２Ｆ
再生債務者　中川　伸一
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成20年２月15日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年６月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（再イ）第８号
鹿児島県霧島市国分清水１丁目24番７―201号　ポニョハイツ
再生債務者　前田　伸也
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成21年１月13日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年６月25日
鹿児島地方裁判所加治木支部

小規模個人再生による免責決定

平成２５年（モ）第２０００４号
千葉県船橋市本郷町494番地４　パルテノン106号
再生債務者　神田　孝雄
１　主文　再生債務者を免責する。
２　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成25年６月21日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第１００４８号
東京都板橋区上板橋２―36―12　プロパッサ15上板橋301
再生債務者　小田　昌子
１　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月22日まで
４　一般異議申述期間　平成25年８月５日から平成25年８月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１号
新潟県新発田市稲荷岡1767番地１
再生債務者　大野　茂子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年６月10日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年７月16日まで
平成25年６月25日
新潟地方裁判所新発田支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１号
福岡県糟屋郡宇美町明神坂１丁目７番２号　ストロベリーガーデン203号
再生債務者　田島　紗加
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年６月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月19日
福岡地方裁判所第４民事部